

4.2 海浜公園整備事業

個別概要シート

担当部局	都市・地域整備局 公園緑地課
事業名称	海浜公園整備事業
事業主体	市町村
事業範囲	海浜公園の整備 海浜公園の維持・管理、運営
事業方式	B T O方式
事業期間	設計建設期間 3年 維持管理期間 20年 合計 23年間
事業費内訳 (従来型)	施設整備費： 約 1,657百万円 維持管理・修繕費： 約 24百万円/年 大規模修繕費：なし 運営費： 維持管理・修繕費に含み委託
資金調達	国から投資額の8割に対し1/2補助 補助裏に起債措置75%、交付税補填措置30% 市単独事業に起債措置75%、交付税補填措置40%
地方債発行条件	単独事業：充当率75%、据置3年込みの20年償還、金利3.0% 補助裏：充当率75%、据置3年込みの20年償還、金利3.0%
運営上の優遇措置	なし
総合リスク評価	低
リスク分担上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設期間が複数年度にわたるため、単年度で整備する施設等に比べ、より物価変動の影響を受けやすい。 設計・建設期間が複数年度にわたるため、単年度で整備する施設等に比べ、より金利変動の影響を受けやすい。

海浜公園整備事業(都市・地域整備局)

1. 概要

本公園は、海浜地における親水性や、周辺の二次的な自然を生かし、人々が気軽に自然とふれあうことのできる寛ぎの場として総合公園に位置付け、その整備を図る。

管理運営にあたっては、良好な自然を極力保全するとともに、訪れた利用者が快適に公園を楽しめるよう遊具や園路、ウッドデッキ等の計画的な維持修繕を行うものとする。

2. 立地条件

- ・ 立地条件 人口 20 万人の自治体、臨海部
- ・ 敷地面積 供用面積 15ha (3 年間で全面供用)
- ・ 都市公園施設等の設置に際しては、都市公園法及び関係各法で定める基準を遵守して行う。

3. 業務範囲

(1) 施設整備

(a) 計画

- ・ 公園を設置すべき位置、面積については公共が決定する。

(b) 設計

- ・ P F I 事業者が公共と協議の上、設置すべき施設の種類、位置、規模等を決定する。

(c) 建設

- ・ 上記、設計に基づき P F I 事業者が必要な都市公園施設の設置を行う。
なお、最低限の施設の種類の種類は、以下のとおりとする。
 - ・ 休憩所
 - ・ ウッドデッキ
 - ・ シャワー棟
 - ・ 遊具
 - ・ 駐車場
 - ・ 管理事務所
 - ・ 園路
 - ・ 並木道(園路)
 - ・ 便所(建築物の付帯施設を除く)

(2) 維持管理・運営

(a) P F I 事業者が実施する業務

維持管理

- ・ 公園施設の点検、消耗品の補充
- ・ 植栽の管理 等

修繕

- ・ 大規模修繕は含まない

運営

- ・ 公園利用者への各種指導
- ・ 公園施設及び敷地内の清掃
- ・ 公園施設及び敷地内の警備

(b) 公共が実施する業務

維持管理 原則として行わない

修繕 公共が実施

運営 法律・条例の手続きを要する各種申請の取扱い

4. リスクに関する留意事項

本事業においては、以下のようなリスク分担上の留意点が存在する。

設計・建設段階の物価変動への対応

規模の大きい公園であるため、設計・建設に要する期間が長く、物価変動が著しい場合には、契約見直しを検討する必要がある。

設計・建設段階の金利変動への対応

規模の大きい公園であるため、設計・建設に要する期間が長く、金利変動が著しい場合には、契約見直しを検討する必要がある。

事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合への対応

工期が遅延した場合、住民に対するサービスの発生時期の遅れとなることから、その際のPFI事業者の責任のとり方について取り決めておく必要がある。

公共、民間どちらの責にもよらない事故や火災などの要因により施設が損傷した場合への対応

公園施設の中には、植栽や花壇などの植物材料を使用するものがあり、これらの損傷（枯損）については、原因の特定、責任の所在が判別しがたい場合も存在する。

事業者の提供する運營業務のサービスの内容が契約書に定める水準に達しない場合への対応

公園施設の中には、植栽や花壇などの植物材料を使用するものがあり、これらの成長・生育には多くの要因が影響するため、目的とする状態に達していない場合においても事業者の責任とすることが難しい場合も存在する。

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものにマーク	備考
			従来型		PFI						
			公共	民間	公共	民間					
共通	入札リスク	1 入札説明書の誤り、入札手続の誤りなど					入札説明書の訂正、入札手続の更正などにより選定事業者に発生した追加費用を公共側が負担する。				
		2 落札者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる					契約遅延の原因が事業者側にある場合は、契約の遅延により公共側に発生した追加費用を事業者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	事前に公表される契約書(案)の内容理解に齟齬があって契約手続きが遅延する場合等が想定されるが、発生の確率は低い。			
	制度変更リスク	3 当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	*	*			当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は公共が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する追加費用を公共側が負担する。				
		4A 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	*	*			当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する追加費用を民間が負担する。	経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。			
		4B 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法(建設期間)	*	*			当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は公共が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する費用を公共側が負担する。建築基準法の改正による耐震性強化の場合は、追加コストは公共が負担する。				
	税制変更リスク	5 当該事業に関する新税の成立や税率の変更	*	*			当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は公共が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する追加費用を公共側が負担する。				
		6A 消費税に関する変更、法人に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更	*	*			公共が支払う消費税を変更後の税率によって増減して支払う。また、利益に課される税金以外の税制度変更によって増加した費用を公共が負担する。				
		6B 法人に課される税金のうちその利益に課されるものの税制度の変更	*	*			法人税などの収益に課される税率変更などを理由とするサービス対価の改訂は行わない。	事業者の最終利益の配分に影響を与えるが、事業に直接的に与える影響は小さい。増税となる場合、期待収益の減少が消費者へ値上げの形で転嫁された場合、事業費の増嵩として間接的に事業に影響が及ぶことが想定される。事業範囲に独占または寡占状態に近い業務が含まれていない限り、間接的な影響も小さい。			
	許認可リスク	7 事業管理者として公共側が取得すべき許認可の遅延					当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用を公共側が支払う。				
		8 工事や運営業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延					当該許認可取得の遅延に伴い公共側に発生した追加費用を事業者が支払う。	事業の特性により異なるが、民間事業者は許認可取得に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	政治リスク	9 政治上の理由ないし政策変更により、事業の内容が変更ないし中止される					事業内容の変更に対応するための増加費用は公共側が負担する。事業が中止となった場合の損害賠償に因ずる。				
	社会リスク	住民対応リスク	10 施設の設置および運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応					公共側が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した追加費用を公共側が負担する。			
11 事業者が行う調査、建設、維持管理に関する住民の訴訟、苦情、要望などへの対応							事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して公共側に発生した追加費用を事業者が負担する。	一般的に、民間事業者が行い得る調査、建設、維持管理等は定型化され、習熟していることが想定されるので、住民による訴訟、苦情などの発生の可能性は低いものと想定される。			
環境リスク	12 事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出など)に関する対応					環境問題に関する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。	環境問題対応費用の見積り精度を上げることが必要であるが、立地や事業特性により、大きく異なる可能性がある。				

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものにマーク	備考
			従来型		PFI						
			公共	民間	公共	民間					
第三者賠償リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害					施設管理者である公共側が損害賠償の責めを負うが、事業者にも帰責性がある場合は事業者に求償する。	第三者賠償は、民間事業者の行う事業の特性に応じて巨額になる可能性がある。なお、第三者賠償保険により、リスクの軽減を図ることができる。			
	14A	所定の基準の範囲内に収まっているものの、本件施設整備の施工に伴い避けられない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生などにより第三者に損害を与えた場合					民間が損害賠償の責めを負う。	立地や事業特性によるが、民間事業者は事業に習熟しており、施設整備に伴う第三者賠償の発生の可能性は低い。			
	14B	公共側要因による事故で第三者に損害を与えた場合					施設管理者である公共が損害賠償の責めを負う。				
経済リスク	資金調達リスク	15 事業に必要な資金の確保					資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用などは事業者が負担する。	事業規模が大きくなるほど、また、設計・建設期間が長くなるほど、当該リスクは高くなる。			
	物価変動リスク	16 設計・建設段階の物価変動					設計・建設期間の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	見積りの精度を上げることにより対応するが、設計・建設期間が長くなるほど物価変動による影響は大きくなる。	規模の大きい公園であるため、設計・建設に要する期間が長く、物価変動が著しい場合には、契約見直しを検討する必要が生じる。		
		17 維持管理・運営段階の物価変動					物価変動に合わせて、定期的に運営事業に関する費用の見直しを行う。	物価変動に合わせて、定期的に運営事業に関する費用の見直しを行うことから、物価変動の影響は相当程度抑えられる。			
金利変動リスク	18 設計・建設段階の金利変動		*	*		設計・建設期間の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。但し、公共側からの支払い金利の基準日については、民間側が、金利変動リスクをコントロールできるようになるまでの期間を勘案の上、設定することが必要。	設計・建設期間が長くなるほど、金利変動の影響を受け易い。	規模の大きい公園であるため、設計・建設に要する期間が長く、金利変動が著しい場合には、契約見直しを検討する必要が生じる。			
	19 維持管理・運営段階の金利変動					金利変動に応じて定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更する。	金利変動に合わせて定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更することから、金利変動の影響は相当程度抑えられる。				
不可抗力リスク	22	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象による施設の損害、運営事業の変更、中止				不可抗力による施設の損害に関する修復費用は公共側が負担する。不可抗力による運営事業の変更、中止に伴い、事業者が発生した追加費用は公共側が負担する。(建設段階は中央建設審議会標準請負契約約款に定めがある。費用の負担割合につき別途の取り決めも可能)	一般的に、当該リスクの発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。また、発生した場合においても、当該リスクの大部分は公共側が負担することが一般的であり、事業者側が負担する部分はそれほど多いものではない。				
計画段階	計画リスク	測量・調査リスク	23 公共側が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合				測量結果、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。				
		24 事業者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合				測量結果、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い公共側が発生する追加費用を事業者が負担する。	事業の特性により異なるが、民間事業者は調査・測量に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。				
	設計リスク	25 公共側が実施した基本設計、実施設計等に不備があった場合				設計の不備を補正するため、ないし、工法・工期の変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。					
		26 公共側の施設設計要求内容、設計予条件の内容に不備があった場合				設計変更を行うため、ないし、工法・工期の変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。					
		27 事業者が実施した設計に不備があった場合				設計の不備を補正するため、ないし、工法・工期の変更に伴い公共側が発生する追加費用を事業者が負担する。	事業の特性により異なるが、民間事業者は設計業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。				
計画変更リスク	28	公共側の要望による設計変更、計画変更、ないし、環境アセスメント等による計画変更を行う場合				設計変更、計画変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。					

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものにマーク	備考		
			従来型		PFI								
			公共	民間	公共	民間							
建設段階	用地リスク	用地取得リスク	29	施設整備に係る用地の取得遅延、ないし、取得できなかったことによる計画変更。用地取得費の予算オーバー									
		用地の瑕疵リスク	30	計画地の土壌汚染、埋蔵物などによる計画変更									
		地質・地盤リスク	31	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期などに変更が生じた場合									
	工事リスク	工事費増加リスク	32	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合									
			33	公共側の要因による設計変更などで当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合									
			34	不可抗力により、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合									
		工期遅延リスク	35	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合									
			36	公共側の要因による設計変更などで、契約期日までに施設整備が完了しない場合									
			37	不可抗力により、契約期日までに施設整備が完了しない場合									
		工事監理リスク	38	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生									
	要求性能未達リスク	39	施設完成後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合										
	技術進歩リスク	40	計画・建設段階における技術進歩に伴い、施設・設備内容の変更が必要となる場合										
運営段階	維持管理リスク	要求水準未達リスク	41	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合(従来は直営を想定)									
		施設瑕疵リスク	42	事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(BOT事業)								BTO事業のため、BOT事業に関する本項目は対象外	
			43A	BTO事業の事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間内の場合)									
			43B	BTO事業の事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間終了後の場合)									

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものに マーク	備考
			従来型		PFI						
			公共	民間	公共	民間					
維持管理費 増大リスク	44	公共側の指示以外の要因による維持管理費が増大する場合(除く物価・金利変動)					事業者の責任と費用負担により維持管理業務を実施する。サービス対価の見直しは行わない。	事業の特性により異なるが、民間事業者は維持管理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	45	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷(従来は直営の場合を想定)					事業者の資金負担により、損傷部分の修復を行う。モニタリングによる減額、契約解除ないし損害賠償の対象ともなる。	事業の特性により異なるが、民間事業者は維持管理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	46A	公共の責めにより施設が損傷した場合					公共の資金負担により、損傷部分の修復を行う。修復ではなく、事業の中止が合理的であると公共が判断した場合は、公共の責めによる契約の終了となる。				
	46B	公共、民間どちらの責めにもよらない事故や火災などの要因により施設が損傷した場合					公共の資金負担により、損傷部分の修復を行う。修復ではなく、事業の中止が合理的であると公共が判断した場合は、不可抗力による契約の終了となる。	公園施設の中には、植栽や花壇などの植物材料を使用するものがあり、これらの損傷(枯損)については、原因の特定、責任の所在が判別しがたい場合も存在する。			
運営業務 リスク	要求水準 未達リスク	47	事業者の提供する運営業務のサービスの内容が契約書に定める水準に達しない場合				モニタリングにより、運営業務の内容が要求水準に達していないことが判明した場合、公共は改善計画の策定を命ずるとともに、要求水準未達の状態が改善されなければ、サービス対価を減額する。引き続き、改善がなされなければ、契約を解除する。	事業の特性により異なるが、民間事業者は運営業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。	公園施設の中には、植栽や花壇などの植物材料を使用するものがあり、これらの成長・生育には多くの要因が影響するため、目的とする状態に達していない場合においても事業者の責任とすることが難しい場合も存在する。		
	需要変動 リスク	48A	サービス購入型事業において、当初見込みより施設利用者が増減することにより、運営業務需要が減少(収入の減少)ないし、運営業務費用が増加する場合				事業契約において施設利用者数の変動範囲を合意し、この範囲内の変動に関する費用の増加、収入の減少は事業者の負担とするが、その範囲を上回る需要変動については、サービス対価の見直しを行う。	需要変動については、あらかじめ変動範囲を合意し、またその範囲を上回る需要変動については、サービス対価の見直しを行うことから、需要変動の影響は相当程度抑えられる。			
	需要変動 リスク	48B	サービス購入型事業において、当初見込みより施設利用者が増減することにより、運営業務需要が減少(収入の減少)ないし、運営業務費用が増加する場合				利用者が減少した場合、ペナルティとしてサービス対価が減少する。	民間事業者の固定的な経費以上にサービス対価が減額されれば、事業に与える影響は大きい。			
	業務内容 変更リスク	49	公共側の指示による運営業務の変更				業務内容の変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。				
技術進歩リスク	50	技術進歩により維持管理業務、運営業務の内容が変更される場合				契約に基づき、変更に伴う追加費用の負担者を定める。	事業の特性により異なるが、大幅な技術進歩が予想される場合、あらかじめリスク分担を定める必要がある。				
移管 段階	施設の瑕疵 リスク	51	事業期間の終了に伴う施設の引渡前検査時点で施設の瑕疵が発見された場合(BOT事業のみ)				事業者の費用負担において施設の修復を行ってから施設の引渡しを行う。	事業の特性により異なるが、事業期間が長期にわたることから、ある程度の発生可能性がある想定される。		BTO事業のため、BOT事業に関する本項目は対象外	
	移管手続き リスク	52	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生など				事業者の費用負担において適切な移管手続き、清算手続を行う。	一般的に、発生の可能性はそれほど大きくないと想定される。			

★
従来の公共工事では、当該リスクの分担については明確ではなく、個々の発生したケースに応じて対応することとなる。

△
想定されないもの

特に留意すべき マークの合計: 2

総合リスク評価 の数
借入金利

- 3以下・・・リスク低 基準金利 + 1.0%
- 4~5・・・リスク中 基準金利 + 1.5%
- 6以上・・・リスク高 基準金利 + 2.0%

基準金利 = 3.0%

感度分析表：公共の財政負担削減率が0%となるようにサービスの対価を設定した場合

担当部局	都市・地方整備局公園緑地課	事業期間	計 23年間 設計・建設期間 3年間 維持管理・運営期間 20年間
事業名称	海浜公園整備事業	事業費	施設整備費 約 1,657百万円 維持管理・運営費 約 24百万円/年
事業主体	市町村	リスク評価	低
使用モデル	model C	借入金利	4.0%
事業方式	BTO方式		

指標A: PIRR

(単位: %)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	3.06	3.49	3.91	4.21	4.52
95%	3.20	3.62	4.03	4.32	4.64
90%	3.34	3.76	4.14	4.44	4.76
85%	3.47	3.88	4.25	4.55	4.88
80%	3.60	4.00	4.36	4.66	5.00

< PIRRの網掛けの基準 >

- : 借入金利 + 1.0%以上2.0%未満
- : 借入金利 + 2.0%以上

指標B: DSCR(平均)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	1.13	1.17	1.22	1.26	1.29
95%	1.14	1.19	1.24	1.27	1.31
90%	1.16	1.20	1.25	1.28	1.32
85%	1.17	1.22	1.26	1.30	1.34
80%	1.19	1.23	1.28	1.31	1.35

< DSCR (平均) の網掛けの基準 >

- : 1.00以上1.20未満
- : 1.20以上

指標C: EIRR

(単位: %)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	計測不能	2.51	4.99	6.57	8.07
95%	0.58	3.34	5.66	7.14	8.61
90%	1.52	4.12	6.24	7.68	9.13
85%	2.39	4.84	6.80	8.20	9.63
80%	3.19	5.51	7.32	8.70	10.12

< EIRRの網掛けの基準 >

- : 8.00%以上10.00%未満
- : 10.00%以上

指標B: DSCR(最低)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	1.03	1.07	1.11	1.14	1.18
95%	1.04	1.08	1.12	1.16	1.19
90%	1.05	1.09	1.13	1.17	1.21
85%	1.07	1.10	1.15	1.18	1.22
80%	1.08	1.12	1.16	1.20	1.24

< DSCR (最低) の網掛けの基準 >

- : 1.00以上1.20未満
- : 1.20以上

V F M算定結果に関する考察
<海浜公園整備事業>

1. 民間事業者から寄せられた意見

- ・ 公園事業における需要変動リスクの負担に関する考え方を問う意見が寄せられた。また、事業費規模は懸念するほど大規模ではないという意見も寄せられた。

2. V F M算定結果に関する考察

- ・ 事業規模は初期投資額が16.6億円と大規模事業とは言いがたいが、公園事業としては相対的に大規模であり、この結果、設計工事期間は相対的に長期化し、この間の金利変動リスクや物価変動リスク負担に関しては留意が必要であると考えられる。
- ・ また、本事業は、従来方式において、補助金、地方債の活用の割合が高く（補助金控除後の充当率75%）、初期投資負担が相対的に軽減されていることから、P F I方式の有する初期投資負担の繰り延べ効果を発揮しにくい事業と言える。
- ・ この結果、P I R R、E I R Rが低水準に留まり、このままの事業スキームではP F I方式を用いる優位性が低いと考えられる。このため、公園の維持管理に留まらず、社会教育事業や生涯学習支援事業、市民スポーツ活動支援事業など公園を活用した運営事業を組み合わせるなどの事業スキーム上の工夫が必要と思われる。
- ・ この場合、需要変動リスクの扱いが課題となる。公園という性格上、収益事業としての運営は困難であると考えられ、また、天候の影響なども予想されることから、需要変動リスクを民間事業者にすべて負担させることには無理がある。このため、サービス購入型として公共側が全面的に需要変動リスクを負担するか、運営事業に係る費用を運営助成金などの形式で民間事業者へ一定額を補助する等のジョイントベンチャー型の事業とすることが考えられる。
- ・ サービス購入型とする場合、よりよい市民サービス提供へ向けて民間事業者が創意工夫を発揮できるようなインセンティブとして、事業参加者が増加した場合のボーナス等を検討することも有効であろう。また、ジョイントベンチャー型とする場合、民間事業者にとって支援策として必要十分な水準を確保しなければならないため、事業化の検討段階で、運営事業の内容と住民ニーズとの関係は十分に調査、検討する必要がある。
- ・ また、公園施設における収益施設の扱いも、運営事業との関係で、民間事業者に負担とならない範囲で、独立採算事業として認めるなどの工夫も必要であろう。